第3回定例会質疑

2016 • 9 • 16

(堤 県議)

大分県警の捜査関係決算について、昨年度決算では犯罪捜査等諸費が約 1 億 700 万円計上されています。先日TBSニュース番組で今回の隠しカメラ問題が取り上げられ、そこに登場した警察官が「実際に〇〇で墓場を撮ったときは、立ち木にテープで縛りつけて」と話す場面が出てきます。今回の事件とは違う場所で隠しカメラを設置していたことが見て取れます。一体これはどこなのでしょうか。また、昨年度も含めて選挙違反事件やそのほかの事件で、ビデオカメラを設置した事案は過去あったのでしょうか。明らかにするよう答弁を求めます。

(警察本部長)

犯罪捜査について、大分県警では、過去に、今回別府警察署が使用されたものと同様のビデオカメラを捜査に使用したこともありますが、いずれも設置個所の管理者等の承諾を得るなど適正に使用されているものです。なおお尋ねの報道番組で取り上げられた事例は、ある墓地で墓が連続して荒らされた事案につき、証拠採取のため、墓地管理者の許可を受けてカメラを設置したものですが、これ以上の詳細については、今後の捜査の支障が生じるおそれがありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

(堤 議員)

設置があるとお答えされましたが、どのような捜査の為に設置されたのでしょうか。

(警察本部長)

ただ今も申し上げましたが、どのような事件においてどのような捜査の手法を取ったかということを明らかにする事は、今後の捜査において支障が生じる恐れがありますので、その点は差し控えさせていただきます。ただ、いずれも適正に使用したものであります。

(堤 県議)

つまりそのような状況だからこそ、今回のような事件が起きてしまう訳です。どういう風な手法でやったのか、過去こういう設置をした事がある訳ですから、県民の前できちんと明らかにすべきだと私は思います。併せて、先日政府予算要望で、警察庁にも行ってまいりました。カメラ設置の問題については最高裁判例があると。判例について調査をしてみましたが、警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等撮影することは、憲法 13条の趣旨に反し許されない。これは原則です。「現に犯罪が行われ、もしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは例外である」。と判例ではなっています。しかし今回のカメラ設置は、正に本部長が答弁されている通り設置方法が不適切だとなると、最高裁判例からみても、私は憲法違反と言う認識があるのですが、本部長として憲法違反と言う認識はありますか。

(警察本部長)

今回の別府警察署員による、カメラの設置につきましては、これまでも何度も答弁を申し上げて おりますが、設置にあたりまして住居侵入という罪を犯して行われたものでありまして、また必要 性相当性もない不適切な捜査であったというふうに考えております。

(堤 県議)

再度聞きます。現行犯ではない、若しくは行われた間がないと認められる場合であって、その時に撮影が許可されると、これが判例です。つまりこれは引いて言えば、憲法 13 条の問題を挙げている。原則はそこです。しかし今回の場合には、そんな犯罪が行われている訳でもない、終わった間があった訳でもない。こういう状況の中で設置されている訳です。まさに憲法違反じゃないですか。そういう認識は立たないんですか。

(警察本部長)

ただ今もお答えいたしましたが、私どもとしては今回の別府警察署のカメラの設置は、必要性も相当性もない大変不適切な捜査であったと、このように考えているところであります。

(堤 県議)

憲法の規定の中でも 13 条とか 35 条とかある訳ですから、その点ではプライバシーの侵害ということは答弁されておりました。私はこれは正に憲法違反の行為だと思います。併せて今回実行した刑事官 4 人を書類送検してます。署長及び副署長は本部長訓戒で処分して、隠しカメラ設置について本部に報告がなかったと言うけれども、正に 1 つの署の判断で、出来る様なものではありません。警察庁でも確認しましたけれど、選挙違反事件は本部長指揮であり、この様な重大な問題で県警本部が全く知らなかったというのは通る話ではありません。処分について別府署の 6 人に負わせることで県民は納得しない。県警本部長の責任の所在についてどうされるのか再度答弁を求めます。

(警察本部長)

今回の選挙違反の取り締まりにあたりまして、警察本部と致しましては、正当な選挙運動や、政治活動の自由に充分配慮し、人権侵害や選挙運動等に対する不当干渉との批判を受ける事のないよう指導してきたところです。そのような中で、今回のような事案が発生した事は、警察本部としても大変重く受け止めており、私自身もその重さを受け止めている所でありますが、今回の不適正事案におけるビデオカメラの設置に関しては、別府警察署から警察本部に一切報告が無かったものであり、警察本部の対応に懲戒等の事由となる職務上の義務違反があったとまでは言えないと考えております。今後もこのような事案が二度と発生しないよう、適正な職務執行を期すため必要な教育を行ってまいります。

(堤 県議)

報告がなかったということですが、警察は組織でしょ。組織の中でそのような報告が無いという 事は、どこかが詰まっている。本来は報告しなければならないのに。それは、報告が無かったとい う事だけで終わらせるという事は出来ない。つまり組織の全体の本部長が長ですから、今回のそう いう報告が無かったというだけで終わらせるんじゃなくて、長としてどのように責任を取っていくのかが大事だと思う。組織の詰まりがあったという事を認めるんでしょ。その中で本部長としてどのように責任を取られるんですか。

(警察本部長)

今回別府警察署から捜査にあたりまして、警察本部に全く報告が無かったものでありますが、本来報告するべき事項の報告がなされてなかったということは、大変遺憾なことであります。起こした事件の重大性を充分に重く受け止め、私が率先してこのような事案が二度と起きないよう再発防止に取り組む事が、いま私に科せられた最も重い責任であるという風に考えております。県警の組織を挙げて再発防止に取り組んでいきたいと思っています。

(堤 県議)

謝罪をして今後二度としませんと。これを言ったからと言って、具体的に過去どのような捜査で、 どういう風な状況の中で設置をしてきたかとうい事は言えない。今回は謝罪をしましたと、これで 再発防止ができるのかどうか。私は、憲法第35条で言う現行犯逮捕以外は令状主義。ここはきち んと県警として再発防止の為に、これを大上段に掲げてやるべきだと思うが、再度答弁を求めます。

(警察本部長)

捜査の目的で対象者のカメラの撮影を行うという事は、一般論として言えば判例においても必要かつ相当の範囲にとどまる限り、任意捜査として許容されている例があると承知しています。警察としては従来よりその範囲内において適正な使用に努めてきたところで、今後もその方針に変わりはありません。

(堤 議員)

現に犯罪を行なわれているか、またはその直後という判例があるというのはご存知ですね。

(警察本部長)

最高裁の判例については承知しています。

(堤 県議)

ということは、憲法13条の問題があると言うのも承知でしょうか。

(警察本部長)

個人の容貌等をみだりに撮影されない自由があるということも承知しています。

(堤 県議)

最高裁の判例からすると、特例なのか。犯罪がその場で行われたか、その直後とは今回全く違う わけでしょ。そういう点で、これは憲法違反ではないんですかと、私は言っているんですが。憲法 違反だと言えますか。

(警察本部長)

今回の別府警察署員による撮影行為につきましては、必要性も相当性もない不適切なものであったと、この様に考えています。

(堤 県議)

堂々巡りになりますが、確かに最高裁の判例の中で、私が言ったような形で、捜査用のカメラの設置は違法であると思います。このような認識で撮影したということは、やっぱり確信犯じゃなかったのか。選挙違反事案として撮影したと言っていますが、選挙の自由を侵害するものであって、政治的な弾圧の狙いもあったんじゃないか、という県民の声も聞かれている。違法捜査がまかり通った背景と言うのは県警としてどのように考えているのでしょうか。

(警察本部長)

今回の別府警察署によるカメラ設置について判断を行なったのは当時の別府警察署の刑事官でありましたが、本人から調査を行った結果、大変軽率な行為であったと言っております。そこに原因があったと考えています。

(堤 県議)

先ほどから言ってる通り、私たちは憲法違反だと思っています。公安委員会として臨時会議が開催されて、県警から報告受けて厳重注意したという事が記載されていましたが、公安委員長は第3者機関、チェック機関としての役割は今回どのように果たされたんでしょうか。公安委員長にお伺いします。

(公安委員長)

公安委員会の役割は、県民の代表としての立場から、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するもの。県警に対する適正な監事に努める事。具体的には原則月3回開催する定例会議を通じて公安委員会の権限について決済を行うとともに警察本部や各部長等から警察活動の様々な事項について具体的な報告を受け、県民の目線から時には大変厳しい質問もし、また必要と認められた事項につきましては、助言や指導を行なわんとして、公安委員会の意見等を警察運営に反映させるよう努めています。

(堤 県議)

2つめに人権教育がどのようにされてきたかと言う問題ですが、今回の事件を見て、警察内部では、どのような教育がなされているのかと、多くの県民が疑問を持ったのではないでしょうか。警察官も公務員として憲法順守義務があり警察法でも規定されています。しかし今回の事件では、全くこのようなことが抜け落ち、プライバシー侵害を平然とやっているというのが実態です。人権侵害という認識はあるのでしょうか。これまで警察学校や現場では、人権教育等はどのように行われてきたのでしょうか。また今後、今回の事件を受けて人権教育や憲法教育はどうするのでしょうか。併せて答弁を求めます。

(警察本部長)

警察における人権教育等について、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有することは県警としても十分に承知しており、これまでも捜査に当たっては、人権の尊重に留意するよう指導してきたところ。

しかしながら、今回の事案では、この点についての配慮が全くなされていなかったと言わざるを 得ず、この様な事案が二度と発生しないよう、適正な職務執行を期すために必要な教育を行なって いく所存です。大分警察では、警察学校における初任教養を始め各種専科教養において、継続的に 捜査の心構えとして、人権の尊重と共に適正捜査の推進、すなわち合法性、合理性、妥当性の確保 についての教育を徹底している。今後も、あらゆる機会を通じて、適正捜査に関する指導・教育を 継続的に実施し、同種事案の再発防止に努めてまいります。

(堤 県議)

人権教育等と言っていますが、等の中には憲法そのものの教育も入っているのでしょうか。

(警察本部長)

警察学校の初任科におきまして憲法行政法に時間を割いて講義を行なっています。その中でそれぞれの個人の人権配慮について今後も教育を重ねてまいります。

(堤 県議)

憲法教育は本当にしっかりとやっていかないと、この中身で警察の中でも動いて行かなければならないというふうに私は思います。

次に、決算議案の中で、平成 20 年に発覚した県教育委員会による不正採用事件を教訓とし、再 発防止等に教育改革関連決算というのは出されています。

今回、不正採用事件に対し、9月5日福岡高裁で大分県側の控訴を棄却し、中学校の男性教諭が勝訴しました。裁判長は、「県教委は加点に男性の関与があったのかなど具体的事情を調査・検討することなく、処分をした」と県教委の真相究明が不十分と断罪しています。高裁判決をどのように受けとめているのでしょうか。また県教委は最高裁に上告することを決定していますが、上告を断念し、判決の論理を踏まえた調査等を再度行うべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

(教育長)

教員採用取消勝訴について、地方公務員法 15 条及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨に反する採用の違法性は重大であり、取消処分に関する下級審の判断も分かれている為、最高裁の判断を仰ぐ必要があるものと考えている。教育委員会では、事件後速やかに、事実解明をするため、教育行政改革プロジェクトチームを編成し、過去 10 年の所属長、人事担当者101 名への事情聴取と学校関係管理監督者1,067への文書・書面による調査、事情聴取を行なっています。この調査は、教育委員会が行政機関としての権限の及ぶ範囲で可能な限り事実関係を調べ、聞き取り調査及び文書調査等の結果も併せ、これを調査結果報告書としてとりまとめ、公表しており、再度の調査は考えていない。

(堤 県議)

判決の中でも具体的事情を調査検討することなく処分をしたと、こういう文言がありますが、これについて具体的に教育長はどのように思いますか。

(教育長)

ただいまお答えしたとおり、その事件発覚後に、このプロジェクトチームで、できる限りの調査をした。その結果として判決がありましかが、完全に究明するまでに至ってないということです。

(堤 県議)

できる限り調査をしたと答弁をしましたが、結局それが裁判所の判断では、具体的な調査なく処分したとういところに繋がっている訳ですから、非常に判決としては重たい判決だと私は思います。 次に熊本地震関連の補正予算について、日本共産党地方議員団として8月23・24日に100項目の切実な要望をもって、政府予算要望交渉に行ってきました。中でも災害救助法適用問題で、内閣府の防災担当者との意見交換では、「大分県には何度となく連絡したが、救助法の申請はなかった」と言っています。4号適用が可能であるにもかかわらず、申請しなかった理由として、第2回定例会では「被災者への支援は、市町村が主体となって直接実施したほうが迅速、効果的」と答弁していますが、県が主体となっては迅速・効果的な支援ができないと考えているのでしょうか。答弁を求めます。

(知事)

災害救助法の適用について、災害救助法施行令第1条第1項第4号は「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合」に適用することとなっています。4月16日の時点で大分県におきましては死者、行方不明者もなく多くの人命にかかわるような家屋崩壊も確認されず、法の適用には該当しない状況と判断しました。「おそれ」という点についても、結果的に甚大な人的被害はなく、当時の判断は、今考えても正しかったものと考えています。それでも、県や地域にとって大きな災害であることには変わりがありません。したがって、迅速かつ着実な対策に取り組んだところです。被災者の救助は基礎的自治体である市町村が直接実施し、県は、食糧などの物資提供や避難所への保健師派遣など市町村の支援にあたるとともに、国や関係機関との総合調整にあたったところです。今回の地震では、観光関係の施設営業に大きな被害がありましたけれども、様々な分野で復興支援策を迅速に取る事が出来たのも、こうした市町村との手わけの結果であったのではないかと思う。このように県と市町村が重層的に取り組むことにより、迅速で手厚い災害救助ができたものと考えています。

(堤 県議)

県が主体となったとしても市町村と連携を取って迅速にできるという認識でいいですね。となるとなおさら4号適応というのは、今まで過去に今回のような状況で適応された事が、他県でもあります。私はこの4号適応を十分検討していただいて、申請をして頂きたいという思いがありましたのでこの事を最後にお願い致しまして質問を終わります。